

治験申請の手続きについて





⑧ 治験継続に必要な報告

- ・ 治験実施地中に必要な報告書は速やかに事務局まで提出してください



⑨ 治験の終了

- ・ 治験終了（中止・中断）報告書（書式17）を速やかに事務局まで提出してください
- ・ 書式17はAgathaもしくはDDTSでご提出ください
- ・ 直近のIRBにて報告を行います

当院と受託契約を締結しているSMOごとに、利用可能な治験文書クラウドシステムが異なります。